



資料3

第一種指定電気通信設備接続料規則に基づく許可申請

東相制第16-00080号
平成29年2月2日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくきんちょうめ
東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ
東日本電信電話株式会社

やまむら
代表取締役社長 山村

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

別紙のとおり、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第3条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいので宜しく取りはからい願います。

1. 第一種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」という。）第12条の2（調整額）関連

ドライカップ（帯域透過端末回線伝送機能）及びメタル端末回線（その他端末回線伝送機能）の接続料算定に関し、平成27年度の調整額のうち、平成26年度と平成27年度の調整額における対前年増減額の差分について、平成29年度の接続料原価から平成30年度の接続料原価に繰り延べて算定すること。

（理由）

平成29年度のドライカップ及びメタル端末回線の接続料は、大規模利用事業者によるメタル電話サービスの提供終了や自己資本利益率の上昇といった要因により急激に上昇しているが、これらの要因はいずれも一時的なものであり、平成30年度以降はその要因による影響が定常化することが見込まれることから、「調整額制度に起因する接続料の急激な変動の抑制措置について」（平成25年7月30日 総務省総合通信基盤局）に示されている考え方に準じて調整額の繰延べを実施することにより、調整額に起因する接続料水準の急激な変動を緩和することが可能となるため。

なお、平成30年度接続料については、平成28年度に実施した減価償却方法の見直しによる費用低減効果が見込まれることから、上記繰延べによる調整額の増影響を抑制できるものと考えている。また、その接続料水準については、需要の減少度合いが同様であるとすると、平成29年度の接続料水準から大幅には変動しないものと想定している。

2. 接続料規則第7条（原価算定に用いる資産及び費用）関連

回線管理機能について、DSL受付システムにおけるファイル連携を行うためのシステムの開発に係る費用を接続料の原価から控除すること。

（理由）

DSL受付システムにおけるファイル連携を行うためのシステムの開発に係る費用は、第一種指定電気通信設備接続会計規則に規定する第一種指定

設備管理部門に整理された費用であり、本来、費用負担の原則に基づき、全額他事業者の負担とすべき（すなわち、回線管理機能の接続料の原価に含めるべき）ものである。しかしながら、「DSL等のメタル回線サービスの市場は縮退傾向」であり、現に業務量が減ってきている当該サービスに係る回線管理のシステム開発としては規模が大きいものであることや、他事業者に事前の周知を行わずに開発を判断し、周知から運用開始までが短期間であったこと、当該システムを利用していない事業者もいることに鑑みれば、結果として最適な開発であったとはいえないため。更に、当該システムのもたらすセキュリティ向上効果に鑑み、全ての事業者において当該システムの速やかな利用開始が重要であったと判断し、当時、接続料原価から控除することと整理したため。

3. 接続料規則第8条（接続料の原価）関連

公衆電話機能について、特設公衆電話に係る費用（特設公衆電話に係る端末回線コスト及び第一種指定加入者交換機に係る設備区分のうち回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するもののコスト（特設公衆電話に係る電話機から発信される通信に係るものに限る。))を含めて接続料原価を算定すること。

（理由）

特設公衆電話に係る費用は、公衆電話機能に係る費用として区分された費用ではないが、災害時における通信手段を確保するために設置されている特設公衆電話のアクセス回線に係る費用については、「関係事業者との協議を踏まえた特設公衆電話に係る費用負担の在り方等に関する報告書」（平成25年10月31日）において総務省に報告したとおり、事業者間での負担を実現しうる別段の合意が改めて全事業者間でなされない限りは、引き続き、公衆電話接続料での負担を継続するということで全事業者の意見が合致し、その後、別段の合意がなされなかったため。

4. 接続料規則第4条（機能）関連

規則第4条「加入者交換機接続伝送専用機能」に則り接続約款に定める加入者交換機接続伝送専用機能について、接続約款上の当該機能を削除すること。

（理由）

当該機能は、協定事業者が設置する接続用伝送路設備と加入者交換機との間に設置する伝送装置により信号の調整を実現する機能であるが、加入者交換機の更改により、信号の調整の必要性がなくなったことから、接続事業者の利用もなくなり、また今後もその利用が見込めないため。

5. 接続料規則第12条の2（調整額）関連

D S L回線管理機能（電話重畳しない場合）について、P H S基地局回線管理機能に係る平成27年度における実績費用及び調整額と実績収入との差額を平成29年度の接続料の原価に加えること。

（理由）

P H S基地局回線管理機能については、平成27年度において、当該年度における実績費用及び調整額と実績収入との差額が生じているが、接続事業者の需要がD S L回線管理機能（電話重畳しない場合）に移行していることに加え、平成27年度の回線管理運営費はP H S基地局回線、ドライカップ、光ファイバを平均化して設定していることも踏まえ、適正なコストの反映を図る観点から、P H S基地局回線管理機能に係る平成27年度における実績費用及び調整額と実績収入との差額をD S L回線管理機能（電話重畳しない場合）の原価に加えて算定することが適切であるため。

6. 接続料規則第14条（接続料設定の原則）関連

回線管理機能について、平成27年度接続会計結果をもとに算定した、（1）ラインシェアリング、（2）ドライカップ、（3）光ファイバごとの原価に基づき接続料を算定するのではなく、各々の原価を、ア．（1）（2）（3）共通的に発生するS O管理（受付等）、データベース管理等にかかる費用、イ．（1）のみにおいて発生する電話回線に重畳するための名義確認等にかかる費用、ウ．（2）（3）共通的に発生する新たに回線設置するための設備選定等にかかる費用に再区分し、（1）の接続料についてはア及びイを原価として、（2）、（3）の接続料についてはア及びウを原価として、それぞれ算定すること。

（理由）

回線管理機能の接続料は、本来は、各サービス固有の費用に基づき算定すべきと考えられるが、平成27年度時点では、各サービスの需要の成長度合いの差異が顕著であり、サービス固有の原価及び需要に基づき接続料を算定

した場合には、料金水準に大きな差が生じることとなり、各サービス間で共通的な費用項目について平均化された原価に基づき接続料を算定した場合には、これが緩和されるとともに、サービストータルとしてのコスト回収が可能であるため。



第一種指定電気通信設備接続料規則に基づく許可申請

東相制第16-00082号

平成29年2月2日

総務大臣

山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

住所 とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ
東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにっぽんでんしんでんわがしがいしゃ
東日本電信電話株式会社

やまむら まさあき
代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

別紙のとおり、第一種指定電気通信設備接続料規則（平成12年郵政省令第64号）第3条の規定に基づく許可を受けたいので申請します。

別紙

以下のとおり許可を受けたいので宜しく取りはからい願います。

1. 第一種指定電気通信設備接続料規則（以下、「接続料規則」という。）第12条の2（調整額）関連

光信号端末回線伝送機能について、平成27年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値との差額を、平成29年度の当該網使用料の原価に加えて算定すること。

（理由）

接続料規則第12条の2は、第8条第2項第1号に該当する将来原価方式で算定した接続料を変更する場合、調整額を0とすると定めているが、平成29年度の光信号端末回線伝送機能に係る接続料の算定にあたっては、平成28年7月に許可されている乖離額調整の仕組みに則り、平成27年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値との差額を接続料原価に加える必要があるため。